

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び同法施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）の規定に基づいて行う認定の申請、届出の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第4条の規定により認定こども園の認定を受けようとする者は、認定こども園認定申請書（第1号様式）を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は別表第一に定めるとおりとする。

3 第1項により申請書を提出しようとする者は、認定を受けようとする認定こども園の開園日数及び開園時間、利用定員、実施すべき子育て支援事業等について、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第3条 認定こども園の設置者は、法第29条第1項の規定による届出をしようとする場合には、認定こども園に係る変更届（第2号様式）により知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を要する変更事項及び変更届に添付する書類は、法第29条第1項の規定によるもののほか知事が必要に応じて定めることとし、別表第二に定めるとおりとする。

3 法第29条第2項及び第3項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長から知事への書類の写しの送付又は提出は、認定こども園に係る変更事項（第3号様式）に、当該変更に係る書類の写しを添えて行うものとする。

4 認定こども園の設置者は、開園日数及び開園時間、子育て支援事業並びに保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 施行規則第28条第1号に規定する「都道府県知事が定める数」及び同条第2号に規定する「都道府県知事が定めるもの」は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事が定める数

保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の人数のそれぞれ10分の1以内（保育所型認定こども園を除く。）の数

(2) 都道府県知事が定めるもの

職員配置の変更のうち、保育に従事する職員数及び職員の資格に変更のないもの

(運営の状況の報告)

- 第4条 認定こども園の設置者は、法第30条第1項の規定によりその運営の状況について、認定こども園に係る運営状況報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。
- 2 前項の報告書に添付する書類は、別表第一に定めるとおりとする。
 - 3 第1項の報告は、毎年6月30日までに行わなくてはならない。

(他の地方公共団体との協議等)

- 第5条 知事は、法第3条第6項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書（第5号様式）により、同項に規定する市町村の長に協議しなければならない。
- 2 知事は、法第8条第1項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書（第6号様式）又は認定こども園の認定の取消しに係る協議書（第7号様式）により、同項に規定する地方公共団体の機関に協議しなければならない。
 - 3 知事は、第1項及び第2項による協議のほか、認定こども園が所在する市町村の長に対し、認定こども園の認定の取消しに係る意見照会書（第8号様式）により意見を照会するものとする。
 - 4 前項の規定において、当該施設の設置者が市町村のみである場合、知事は、意見を照会することを要しない。
 - 5 法第3条第7項の規定による指定都市の長から知事への通知は、認定こども園の認定に係る通知書（第9号様式）により、原則として当該認定こども園を認定しようとする日以前に行うものとする。

(認定の廃止)

- 第6条 認定こども園の設置者が当該施設認定こども園を廃止しようとするときは、認定こども園に係る廃止届（第10号様式）により、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により届け出ようとする当該施設の設置者は、あらかじめ施設の所在する市町村長の意見を聞かなければならない。
 - 3 第1項の届出は、廃止しようとする3か月前までに行わなければならない。
 - 4 知事は、第1項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中、第7条の規定は平成27年2月13日から、他の規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年2月13日から平成27年3月31日までの間における第7条第3項の規定の適用について、「3か月前まで」とあるのは「1か月前まで」とする。

(準備行為)

- 3 第2条の規定による認定の申請手続、第6条の規定による協議等は、施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月24日から施行する。

別表第一（第2条、第4条関係）

	添 付 書 類	認定の申請	運営状況報告
職員配置	職員名簿	○	△
職員資格	教員免許状又は保育士登録証の写し	○	△
	定員及び収容状況表	○	○
	勤務表	○	△
施設設備	施設概要書	○	
	図面（案内図、配置図、土地（全敷地・屋外遊戯場）の求積図、建物（各階）の平面図、建物の立面図）	○	
	登記簿謄本（土地・建物）	○	
	公図写し	○	
	検査済証又は確認済証	○	
	土地売買契約書、工事請負契約書等	○	
教育又は 保育	教育及び保育の内容に関する計画書	○	
	指導計画、保育計画、活動計画、1日の流れ（デイリープログラム）等	○	
	教育及び保育の実績報告書		○
資質向上	職員研修実施計画書	○	
	職員研修実績報告書		○
子育て支 援	子育て支援事業実施計画書	○	
	子育て支援事業実績報告書		○
管理運営	認定こども園の長の履歴書及び資格を証する書類	○	
	管理運営に係る計画書	○	
	管理運営に係る実績報告書		○
	選考基準	○	△
	調理業務委託契約書	△	△
	給食外部搬入実施計画書	△	
	給食外部搬入実施報告書		△
	食育に係る計画書	△	△
その他	事業開始後3か年の収支予算書	○	
	設置者の履歴書又は沿革	□	
	議事録（法人の場合）	△	
	その他知事が必要と認める書類	△	△

※ ○…添付する書類

△…必要により添付する書類（例）

- ・ 連携施設において位置関係を確認するための案内図
- ・ 調理業務、外部搬入業務を委託している場合の契約書

□…保育機能施設において添付する書類

別表第二（第3条関係）

届出を要する変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・ 変更の内容のわかる書類
施設の名称及び所在地	・ 変更の内容のわかる書類
保育を必要とする子どもの利用定員	・ 定員及び収容状況表
保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員	・ 職員名簿
教育又は保育の概要	
教育又は保育の目標及び主な内容	・ 教育及び保育の内容に関する計画書
認定こども園が実施する子育て支援事業	・ 子育て支援事業計画書
園児の1日の活動内容	
利用者負担	
施設の概要	
職員配置	・ 定員及び収容状況表 ・ 職員名簿
施設設備等の概要	・ 施設概要書 ・ 図面、登記簿謄本、確認済証、公図写し、契約書等変更の内容のわかる書類
学級数	・ 定員及び収容状況表 ・ 職員名簿
幼稚園、保育所又は保育機能施設の別	・ 認可書等変更の内容のわかる書類
認定こども園の名称	
認定こども園の長となるべき者の氏名	・ 履歴書及び資格を証する書類
開園日数及び開園時間	

※法人の場合、全ての変更事項について議事録を添付すること。

(第 1 号様式)

年 月 日

認定こども園認定申請書

神奈川県知事

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の認定を申請します。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・ 保育機能施設
	所在地					
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外子ども		
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人		
	保育所又は	満 3 歳未満	人	人		
	保育機能施設	満 3 歳以上	人	人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第 2 条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1 号・ 2 号 3 号・ 5 号	
市町村との調整状況（開園日数、開園時間、利用定員、子育て支援事業等）						
事業開始予定日						

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第一に掲げる書類

(第2号様式)

年 月 日

認定こども園に係る変更届

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
認定こども園の類型		☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第二に掲げる書類

(第3号様式)

年 月 日

認定こども園に係る変更事項

神奈川県知事 宛

市長 ○ ○ ○ ○

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第2項及び第3項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を報告します。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

当該届出に係る書類の写し

(第4号様式)

年 月 日

認定こども園に係る運営状況報告書

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の運営状況を報告します。

認定こども園の名称				
認定こども園の所在地				
認定こども園の類型		☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型		
認定こども園の長の氏名				
実 員 ※報告 日前日	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満3歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満	人	人
		満3歳以上	人	人
教育又は保育の 目標 及び主な内容				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業			1号・2号 3号・5号	
利用者負担				

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第一に掲げる書類

(第5号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る協議書

市町村長 殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第6項の規定により協議します。

ついては、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
事業開始予定日						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第 6 号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る協議書

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定により協議します。

ついては、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人		
	保育所又は	満 3 歳未満	人	人		
	保育機能施設	満 3 歳以上	人	人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第 2 条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1 号・ 2 号 3 号・ 5 号	
事業開始予定日						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村・地方公共団体機関意見書

市町村・地方公共団体機関名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第7号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る協議書

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の認定こども園の認定を取り消しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により協議します。

ついては、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
今回該当する 取消し要件						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村・地方公共団体機関意見書

市町村・地方公共団体機関名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第8号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る意見照会書

市町村長 殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の認定こども園の認定を取り消しますので、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
今回該当する 取消し要件						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第 9 号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る通知書

神奈川県知事 宛

市長 ○ ○ ○ ○

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 7 項の規定により通知します。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人		
	保育所又は	満 3 歳未満	人	人		
	保育機能施設	満 3 歳以上	人	人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第 2 条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1 号・ 2 号 3 号・ 5 号	
市町村との調整状況（開園日数、開園時間、利用定員、子育て支援事業等）						
事業開始予定日						

(第 10 号様式)

年 月 日

認定こども園に係る廃止届

神奈川県知事

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

次の認定こども園について廃止をしたいので、神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称 及び所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・ 保育機能施設
	所在地					保育機能施設
	名称					
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
実 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人		
	保育所又は 保育機能施設	満 3 歳未満	人	人		
		満 3 歳以上	人	人		
廃止予定年月日						
廃止の理由						
廃止後の連絡先		あて先 : 担当者 電話番号 : FAX 番号 :				
市町村との 調整状況						

〔添付書類〕

- ・ 辞退を決定した理事会等の議事録の写し（法人のみ）
- ・ 利用者への説明方法・内容がわかるもの
- ・ 利用児童の受入れ先一覧